

いやくひん しょう げんそくか し
ジェネリック医薬品使用原則化のお知らせ

平成30年10月から

いし せんもんてき はんたん もと
医師が専門的な判断に基づいて

※ ジェネリック医薬品を使用することが

みと ばあい
できると認めている場合は、

げんそく
原則として

いやくひん しょう
ジェネリック医薬品を使用して
いただくこととなります。

いやくひん せんぱついやくひん ひんしつ き め あんぜんせい どうとう
※ジェネリック医薬品とは、先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等であることを
げんせい しんさ くに みと ぐすり
厳正に審査し、国が認めたお薬のことです。

これまでとどう変わるの？ 先発医薬品は使えないの？

ほんにん きぼう ぐすり ざいこ
これからは、本人が希望するかどうかにかかわらず、薬の在庫がない
ばあい こうはついやくひん かかく せんぱついやくひん かかく たか どうがく ば
場合や、後発医薬品の価格が先発医薬品の価格より高い・同額である場
あい のぞ こうはついやくひん ちょうざい
合を除き、後発医薬品が調剤されることとなります。

いし しかいし いかてき せんぱついやくひん しょう ひつよう はんたん
医師または歯科医師が、医学的に先発医薬品の使用が必要だと判断し
ばあい せんぱついやくひん ちょうざい
た場合は、先発医薬品が調剤されます。